

篠栗町週休2日工事（建築関係）試行ガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、建設現場における労働環境の改善を図るため、篠栗町が発注する週休2日工事（建築関係）の実施に必要な事項を定める。

2 定義

(1) 週休2日工事

月単位の4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日工事をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(4) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

(5) 工事着手日

工事着工届に記載の着工年月日をいう。

(6) 工事完成日

工事完成届に記載の完成年月日をいう。

(7) 現場閉所（現場休息）率

現場閉所（現場休息）率＝対象期間の現場閉所（現場休息）日数÷（対象期間の日数－対象期間外の日数）

(8) 対象期間外

ア 年末年始の期間（12月29日～1月3日の6日間）及び夏季の期間（8月13日～8月17日のうち連続した3日間）

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（災害その他避けることのできない事由がある場合など）

(9) 月単位の4週8休

対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所（現場休息）では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

3 対象工事

全ての建築関係工事を対象とする。ただし、施工箇所の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

4 発注方式

対象工事については発注者指定型（発注者が、週休2日に取り組みことを指定する方式をいう。）での月単位の4週8休とし、受発注者で協議のうえ実施の可否を判断する。

5 工事費の積算

(1) 以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

4週8休以上：1.05

（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日／28日）以上）

(2) 発注時は月単位の4週8休以上の達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、減額変更する。

6 実施方法等

(1) 条件明示等

発注者は週休2日に対応した工期を設定することとし、週休2日工事の対象であることを特記仕様書に明示する。記載内容は、別紙1の「特記仕様書記載例」を参照のこと。

(2) 受注者による意思表示

受注者は契約後速やかに、月単位の4週8休に取り組むか否かを発注者と協議したうえで、週休2日工事の実施を「工事打合せ簿」（別紙2）により発注者に報告する。

なお、週休2日達成を目的とした工期変更は行わない。

(3) 工事看板による標示

受注者は週休2日工事を実施する場合は「週休2日工事」と工事看板に標示し、現場に設置する。

(4) 実施報告

受注者は休日取得計画・実績表に、現場作業日と現場閉所（現場休息）日が分かるように取りまとめ、提出する（記載例 別紙3）。

(5) 工期変更時の対応

設計変更等により工期が変更となる場合、受注者は休日取得計画・実績表の内容を変更し提出する。

(6) 監督員等の対応

監督員は週休2日工事の実施にあたり、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員及び工事成績評定で加点を行う職員は、提出された休日取得計画・実績表により週休2日工事の実施状況を確認する。

7 週休2日未達成理由書

受注者は、4週8休を達成できない見込みとなった場合に、別紙5の「週休2日未達成理由書」を提出する。

8 工事成績評定

入札により受注者を決定した工事で4週8休以上を達成した場合、工事成績評定の「2. 施工状況」の「II. 工程管理」について原則 a 評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことが出来る。

なお、4週8休を達成できなかった場合であっても、減点は行わない。

9 週休2日実施証明書

週休2日工事に取り組み、以下の基準を満たした工事について、「週休2日実施証明書」（以下「証明書」という。）の発行について申請があった場合は、証明書を発行する。

(1) 証明書の発行基準

月単位の4週8休（現場閉所率が28.5%）以上を達成した場合。

(2) 発行方法

ア 受注者は、証明書の発行を希望する場合は、工事検査完了後、監督員に「週休2日実施証明書発行申請書」（以下「申請書」という。）を提出する。

イ 受注者より申請書が提出されたら、監督員は、申請書の内容を確認したうえで証明書発行の起案を行い、証明書に公印を押印したうえで、受注者へ送付する。

ウ 申請書及び証明書の様式は、別紙5及び別紙6のとおり。

10 その他

このガイドラインに定めのない事項については、必要に応じて受発注者で協議し定める。

施行 令和7年4月1日

週休2日工事における特記仕様書の記載例

第 章 施工条件

第 条 休日の確保

- 1 本工事は、週休2日工事であり、週休2日を考慮した工期を設定している。
- 2 本工事は、労務費を補正して予定価格を作成している。週休2日が達成されなかった場合は、補正係数を除した請負代金額へ減額変更する。
- 3 補正率は「篠栗町週休2日工事（建築関係）試行ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参照すること。
- 4 実施にあたっては、ガイドラインに基づき行うこと。
- 5 ガイドラインは、篠栗町ホームページから入手すること。

(別紙4)

年 月 日

篠栗町長 様

商号又は名称

代表者職・氏名

週休2日未達成理由書

「篠栗町週休2日工事（建築関係）試行ガイドライン」の実施にあたり、月単位の4週8休の達成が困難となったため、下記のとおり報告します。

記

1 工 事 名

2 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

3 未達成理由

以上

(別紙5)

年 月 日

篠栗町長 様

商号又は名称
代表者職・氏名

週休2日実施証明書発行申請書

下記工事について、証明書の発行を申請します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 完成年月日 年 月 日
- 4 実 施 内 容 月単位の週休2日(4週8休)

以上

(別紙6)

年 月 日

商号又は名称
代表者職・氏名 様

篠栗町長



週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

記

1 工 事 名

2 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

3 完成年月日 年 月 日

4 実 施 内 容 月単位の週休2日(4週8休)

以上